

平成24年3月29日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 西口 純生

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 議第 1 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例（昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務文教常任委員会の項第 2 号中「資産活用プロジェクト」を「政策推進室」に改め、同条産業建設常任委員会の項第 1 号中「経済部」を「産業観光部」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。